

現況報告書（平成30年4月1日現在）

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
26 京都府	100 京都市	26100	7130005004415	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称	社会福祉法人 二の丸保育園				
(8)主たる事務所の住所	京都府	京都市	伏見区向島二ノ丸町373-1		
(9)主たる事務所の電話番号	075-622-3295	(10)主たる事務所のFAX番号	075-622-6633	(11)従たる事務所の有無	2 無
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のメールアドレス	http://www.ans.co.jp/n/ninomaruhoikuen		(14)法人のメールアドレス	ninomaruhoikuen@ray.ocn.ne.jp	
(15)法人の設立認可年月日	昭和52年1月6日	(16)法人の設立登記年月日	昭和52年2月2日		

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(円)	0
(3-1)評議員の氏名	(3-3)評議員の任期		(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
(3-2)評議員の職業					
石本 剛士	H29.4.1 ~ 平成32年度最終の定時評議員会最終の時迄				0
大田 美佐子	H29.4.1 ~ 平成32年度最終の定時評議員会最終の時迄				0
大原 俊明	H29.4.1 ~ 平成32年度最終の定時評議員会最終の時迄				0
奥村 裕佳	H29.4.1 ~ 平成32年度最終の定時評議員会最終の時迄				0
木村 忠司	H29.4.1 ~ 平成32年度最終の定時評議員会最終の時迄				0
布藤 勲	H29.4.1 ~ 平成32年度最終の定時評議員会最終の時迄				0
藪内 伸一	H29.4.1 ~ 平成32年度最終の定時評議員会最終の時迄				0

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(円)	0	2 特例無
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況	(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況 (3-13)前会計年度における理事会への出席回数
津田 禎一郎	1 理事長(会長等含む。) H29.2.2 ~ 2017/6/16	平成29年2月2日	2 非常勤			
津田 幸子	2 業務執行理事(常務理事等含む。) H29.2.2 ~ 2017/6/16		1 常勤		1 有	4
岡田 康伸	3 その他理事 H29.2.2 ~ 2017/6/16		2 非常勤		1 有	4
奥田 治	3 その他理事 H29.2.2 ~ 2017/6/16		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者		2 無	4
谷 トメ子	3 その他理事 H29.2.2 ~ 2017/6/16		2 非常勤		2 無	4
富依 俊雄	3 その他理事 H29.2.2 ~ 2017/6/16		2 非常勤		2 無	4

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(円)	0	
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
政田 幸男				H29.2.2 ~ 2017/6/16	3 社会福祉事業に識見を有する者(その他)	4
野玉 道雄				H29.2.2 ~ 2017/6/16	6 財務管理に識見を有する者(その他)	4

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	0
		常勤換算数		常勤換算数	
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	18	②常勤兼務者の実数	18	③非常勤者の実数	16
		常勤換算数		常勤換算数	

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
平成29年6月11日	7	2	1		平成28年度の事業報告・平成28年度計算書類報告承認・理事監事任期満了に伴う選任・役員及び評議員の報酬等に関する規定・評議員及び評議委員会の組織について・その他の件について

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
平成29年5月27日	6	2	・平成28年度に事業報告の件について ・平成28年度に決算報告の件について ・社会福祉充実計画書案の作成 ・役員及び評議員の報酬等に関する規定の件 ・定時評議委員会の開催決議の件 ・任期満了に伴う新役員候補者推薦の件 ・京都市社会福祉制度改革の法人運営の件 ・その他の件について
平成29年6月17日	6	2	・新役員承認の件 ・理事長任期満了に伴う選任の件 ・業務執行理事の選任の件 ・その他の件について
平成29年8月26日	5	2	・平成29年4月1日から平成29年7月31日までの事業報告の件 ・平成29年4月1日から平成29年7月31日までの月次決算報告の件 ・役員及び評議員の報酬に関する規定の評議委員会承認の件 ・平成29年度の職員改善等加算 I II の京都市申請の件 ・その他の件について
平成29年10月10日	5	2	・平成29年8月1日から平成29年9月30日までの事業報告の件 ・平成29年8月1日から平成29年9月30日までの月次決算報告の件 ・理事の任期満了に伴う改選の件について ・給与規定一部変更の件について ・その他の件について
平成29年12月11日	5	2	・平成29年10月1日から平成29年11月30日までの事業報告の件 ・平成29年10月1日から平成29年11月30日までの月次決算報告の件 ・京都市へ申請の処遇改善加算に係る加算率の決定の件 ・その他の件について
平成30年2月17日	5	2	・平成29年12月1日から平成30年1月31日までの事業報告の件 ・平成29年12月1日から平成30年1月31日までの月次決算報告の件 ・その他の件について
平成30年3月8日	6	2	・平成30年度事業計画と予算報告の件 ・会計責任者及び出納職員の選任の件 ・保護者屋根付き自転車、バイク置き場の設置の件 ・トヨタハイエースの3月リース終了後の買取の件 ・職員就業規則一部変更の件 ・経理規定一部変更の件 ・理事長から米購入の件 ・京都市監査報告の件 ・平成30年2月1日から平成30年2月28日までの事業報告の件 ・平成30年2月1日から平成30年2月28日までの月次決算報告の件 ・その他の件について

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	政田 幸男 野玉 道雄
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	無し
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	無し

10. 前会計年度に実施した会計監査の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分	
(2)会計監査人による監査報告書	

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称									
		③事業所の所在地			④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)				
⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)													
ア	建設費	(ア)	建設年月日	(イ)	自己資金額(円)	(ウ)	補助金額(円)	(エ)	借入金額(円)	(オ)	建設費合計額(円)	ウ	延べ床面積

		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額 (円)			
001	二の丸保育園	02091201	保育所			二の丸保育園					
		京都府	京都市伏見区	向島二の丸町373-1			4 その他	3 自己所有	昭和52年4月1日	180	2,337
		ア建設費									
001	二の丸保育園	00000001	本部経理区分			法人本部					
		京都府	京都市伏見区	向島二の丸町373-1			4 その他	3 自己所有	昭和52年4月1日	0	0
		イ大規模修繕									

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称				
		③事業所の所在地			④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)							
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積	
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額 (円)	

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称				
		③事業所の所在地			④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)							
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積	
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額 (円)	

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

11-2. うち地域における公益的な取組(地域公益事業含む)(再掲)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組⑥(地域の関係者)	大根だき園でとれた採りたての大根を利用し、地域の方々にはふるまい子育て相談等に応じる	向島地域

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 (社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額(円)	0
(2) 社会福祉充実計画における計画額(計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	~

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組	
①任意事項の公表の有無	
㊦事業報告	1 有
㊧財産目録	1 有
㊨事業計画書	1 有
㊩第三者評価結果	2 無
㊪苦情処理結果	1 有
㊫監事監査結果	1 有
㊬附属明細書	1 有
(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況	
①事業運営に係る公費(円)	175,851,340
②施設・設備に係る公費(円)	0
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額(円)	651,090
(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について	
施設名	直近の受審年度

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況	
①実施者の区分	
②実施者の氏名(法人の場合は法人名)	

③業務内容

④費用〔年額〕(円)

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項

②実施した改善内容

15. その他

退職手当制度の加入状況等(複数回答可)

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度((独)福祉医療機構)に加入	
② 中小企業退職金共済制度((独)勤労者退職金共済機構)に加入	
③ 特定退職金共済制度(商工会議所)に加入	
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	
⑤ その他の退職手当制度に加入(具体的に: ●●●)	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	

第一号第一様式（第十七条第四項関係）  
法人単位資金収支計算書

（自）平成29年4月1日 （至）平成30年3月31日

（単位：円）

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	保育事業収入	175,332,000	181,725,523	-6,393,523	
	借入金利息補助金収入		0	0	
	経常経費寄附金収入	0	28,000	-28,000	
	受取利息配当金収入	10,000	5,517	4,483	
	その他の収入	30,000	0	30,000	
	流動資産評価益等による資金増加額		0	0	
	事業活動収入計（1）	175,372,000	181,759,040	-6,387,040	
	支出				
	人件費支出	125,260,000	128,882,702	-3,622,702	
事業費支出	33,950,000	29,216,718	4,733,282		
事務費支出	16,172,000	18,600,272	-2,428,272		
利用者負担軽減額		0	0		
支払利息支出		0	0		
その他の支出		0	0		
流動資産評価損等による資金減少額		0	0		
事業活動支出計（2）	175,382,000	176,699,692	-1,317,692		
事業活動資金収支差額（3）=（1）-（2）	-10,000	5,059,348	-5,069,348		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等補助金収入		0	0	
	施設整備等寄附金収入		0	0	
	設備資金借入金収入		0	0	
	固定資産売却収入		0	0	
	その他の施設整備等による収入		0	0	
	施設整備等収入計（4）	0	0	0	
	支出				
	設備資金借入金元金償還支出		0	0	
	固定資産取得支出	0	2,903,061	-2,903,061	
固定資産除却・廃棄支出		0	0		
ファイナンス・リース債務の返済支出	0	718,200	-718,200		
その他の施設整備等による支出		0	0		
施設整備等支出計（5）	0	3,621,261	-3,621,261		
施設整備等資金収支差額（6）=（4）-（5）	0	-3,621,261	3,621,261		
その他の活動による収支	収入				
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入		0	0	
	長期運営資金借入金収入		0	0	
	役員等長期借入金収入		0	0	
	長期貸付金回収収入		0	0	
	投資有価証券売却収入		0	0	
	積立資産取崩収入		0	0	
	その他の活動による収入		0	0	
	その他の活動収入計（7）	0	0	0	
	支出				
長期運営資金借入金元金償還支出		0	0		
役員等長期借入金元金償還支出		0	0		
長期貸付金支出		0	0		
投資有価証券取得支出		0	0		
積立資産支出	0	1,000,000	-1,000,000		
その他の活動による支出		0	0		
その他の活動支出計（8）	0	1,000,000	-1,000,000		
その他の活動資金収支差額（9）=（7）-（8）	0	-1,000,000	1,000,000		
予備費支出（10）	0	0	0		
当期資金収支差額合計（11）=（3）+（6）+（9）-（10）	-10,000	438,087	-448,087		
前期末支払資金残高（12）	0	10,187,683	-10,187,683		
当期末支払資金残高（11）+（12）	-10,000	10,625,770	-10,635,770		

第二号第一様式（第二十三条第四項関係）  
法人単位事業活動計算書

（自）平成29年4月1日 （至）平成30年3月31日

（単位：円）

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	保育事業収益	181,725,523	184,428,739	-2,703,216
	経常経費寄附金収益	28,000	0	28,000
	その他の収益	0	33,000	-33,000
	サービス活動収益計（1）	181,753,523	184,461,739	-2,708,216
	費用			
	人件費	128,882,702	124,520,824	4,361,878
	事業費	29,216,718	30,471,097	-1,254,379
	事務費	18,600,272	16,762,094	1,838,178
	利用者負担軽減額	0	0	0
減価償却費	5,639,645	6,002,663	-363,018	
国庫補助金等特別積立金取崩額	-651,090	-651,090	0	
徴収不能額	0	0	0	
徴収不能引当金繰入	0	0	0	
その他の費用	0	0	0	
サービス活動費用計（2）	181,688,247	177,105,588	4,582,659	
サービス活動増減差額（3）=（1）-（2）	65,276	7,356,151	-7,290,875	
サービス活動外増減の部	収益			
	借入金利息補助金収益	0	0	0
	受取利息配当金収益	5,517	7,998	-2,481
	有価証券評価益	0	0	0
	有価証券売却益	0	0	0
	投資有価証券評価益	0	0	0
	投資有価証券売却益	0	0	0
	基本財産評価益	0	0	0
	積立資産評価益	0	0	0
	その他のサービス活動外収益	0	0	0
サービス活動外収益計（4）	5,517	7,998	-2,481	
費用				
支払利息	0	0	0	
有価証券評価損	0	0	0	
有価証券売却損	0	0	0	
投資有価証券評価損	0	0	0	
投資有価証券売却損	0	0	0	
基本財産評価損	0	0	0	
積立資産評価損	0	0	0	
その他のサービス活動外費用	0	0	0	
サービス活動外費用計（5）	0	0	0	
サービス活動外増減差額（6）=（4）-（5）	5,517	7,998	-2,481	
経常増減差額（7）=（3）+（6）	70,793	7,364,149	-7,293,356	
特別増減の部	収益			
	施設整備等補助金収益	0	0	0
	施設整備等寄附金収益	0	0	0
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益	0	0	0
	固定資産受贈額	0	0	0
	固定資産売却益	0	0	0
	サービス区分間繰入金収益	0	0	0
	その他の特別収益	0	0	0
	特別収益計（8）	0	0	0
	費用			
基本金組入額	0	0	0	
資産評価損	0	0	0	
固定資産売却損・処分損	1	7,804	-7,803	
国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）	0	0	0	
国庫補助金等特別積立金積立額	0	0	0	
災害損失	0	0	0	
サービス区分間繰入金費用	0	0	0	
その他の特別損失	0	0	0	
特別費用計（9）	1	7,804	-7,803	
特別増減差額（10）=（8）-（9）	-1	-7,804	7,803	
当期活動増減差額（11）=（7）+（10）	70,792	7,356,345	-7,285,553	
繰越活動増減差額の部				
前期繰越活動増減差額（12）	-8,595,189	-5,951,534	-2,643,655	
当期末繰越活動増減差額（13）=（11）+（12）	-8,524,397	1,404,811	-9,929,208	
基本金取崩額（14）	0	0	0	
その他の積立金取崩額（15）	0	0	0	
その他の積立金積立額（16）	1,000,000	10,000,000	-9,000,000	
次期繰越活動増減差額（17）=（13）+（14）+（15）-（16）	-9,524,397	-8,595,189	-929,208	

法人単位貸借対照表

平成30年3月31日現在

(単位：円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
<b>流動資産</b>	<b>11,186,317</b>	<b>10,879,882</b>	<b>306,435</b>	<b>流動負債</b>	<b>560,547</b>	<b>1,410,399</b>	<b>-849,852</b>
現金預金	3,486,627	2,474,991	1,011,636	短期運営資金借入金			0
有価証券			0	事業未払金			0
事業未収金	1,789,540	2,447,520	-657,980	その他の未払金			0
未収金			0	支払手形			0
未収補助金	5,910,150	5,957,371	-47,221	役員等短期借入金			0
未収収益			0	1年以内返済予定設備資金借入金			0
受取手形			0	1年以内返済予定長期運営資金借入金			0
貯蔵品			0	1年以内返済予定リース債務	0	718,200	-718,200
医薬品			0	1年以内返済予定役員等長期借入金			0
診療・療養費等材料			0	1年以内支払予定長期未払金			0
給食用材料			0	未払費用			0
商品・製品			0	預り金		0	0
仕掛品			0	職員預り金	560,547	692,199	-131,652
原材料			0	前受金			0
立替金			0	前受収益			0
前払金			0	仮受金		0	0
前払費用			0	賞与引当金			0
1年以内回収予定長期貸付金			0	その他の流動負債			0
短期貸付金			0				
仮払金			0				
その他の流動資産			0				
徴収不能引当金			0				
<b>固定資産</b>	<b>209,075,019</b>	<b>216,479,594</b>	<b>-7,404,575</b>	<b>固定負債</b>	<b>180,958</b>	<b>5,848,948</b>	<b>-5,667,990</b>
<b>基本財産</b>	<b>148,352,699</b>	<b>151,739,301</b>	<b>-3,386,602</b>	設備資金借入金			0
土地	130,000,000	130,000,000	0	長期運営資金借入金			0
建物	18,352,699	21,739,301	-3,386,602	リース債務			0
定期預金			0	役員等長期借入金			0
投資有価証券			0	退職給付引当金	180,958	5,848,948	-5,667,990
その他の固定資産	60,722,320	64,740,293	-4,017,973	役員退職慰労引当金			0
土地			0	長期未払金			0
建物	963,920	0	963,920	長期預り金			0
構築物	45,277	55,151	-9,874	その他の固定負債			0
機械及び装置			0	<b>負債の部合計</b>	<b>741,505</b>	<b>7,259,347</b>	<b>-6,517,842</b>
車輜運搬具	2	2	0				
器具及び備品	5,532,163	5,197,792	334,371	純資産の部			
建設仮勘定			0	基本金	171,122,083	171,122,083	0
有形リース資産			0	国庫補助金等特別積立金	3,922,145	4,573,235	-651,090
権利			0	その他の積立金	54,000,000	53,000,000	1,000,000
ソフトウェア			0	措置施設繰越特定積立金			0
無形リース資産			0	人件費積立金			0
投資有価証券			0	修繕費積立金	44,000,000	43,000,000	1,000,000
長期貸付金			0	備品等購入積立金	10,000,000	10,000,000	0
退職給付引当資産	180,958	5,848,948	-5,667,990	保育所施設・設備整備積立金			0
長期預り金積立資産			0	次期繰越活動増減差額	-9,524,397	-8,595,189	-929,208
措置施設繰越特定積立資産			0	(うち当期活動増減差額)	70,792	7,356,345	-7,285,553
保育所繰越積立資産	54,000,000	53,000,000	1,000,000				
保育所施設・設備整備積立資産			0				
差入保証金			0	<b>純資産の部合計</b>	<b>219,519,831</b>	<b>220,100,129</b>	<b>-580,298</b>
長期前払費用			0	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>220,261,336</b>	<b>227,359,476</b>	<b>-7,098,140</b>
その他の固定資産			0				
徴収不能引当金			0				
<b>資産の部合計</b>	<b>220,261,336</b>	<b>227,359,476</b>	<b>-7,098,140</b>				

# 社会福祉法人二の丸保育園定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

### 第二種社会福祉事業 保育所の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人二の丸保育園という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は地域社会に貢献する取り組みとして、地域の子育て世帯等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を京都府京都市伏見区向島二の丸町373番地の1に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上8名以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適



任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員1名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬については、無報酬とする。

### 第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
  - 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 業務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### (職員)

第22条 この法人に職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

### (構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### (権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

### (招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 京都府京都市伏見区向島二の丸町373番地の1 所在の二の丸保育園敷地  
宅地 371.84㎡
- (2) 京都府京都市伏見区向島二の丸町373番地の2 所在の二の丸保育園敷地  
宅地 456.19㎡

(3) 京都府京都市伏見区向島二の丸町373番地の1 所在の

鉄骨造 2階建 二の丸保育園園舎 1棟

1,279.49㎡

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

#### (基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、京都市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、京都市長の承認は必要としない。

1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

#### (資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

#### (事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、京都市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を京都市長に届け出なければならない。

## 第9章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人二の丸保育園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

### (施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

- 1 この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	津	田	定	一	
理事	川	崎	伍	一	
	〃	岡	田	広	三
	〃	山	本	泰	造
	〃	津	田	禎	一郎
	〃	柳	生	千	代子
監事	岡	田	歳	子	
	〃	西	田	君	

- 2 第五条で定める評議員の定数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、「4名以上」とする。

## 附 則

この定款の一部変更は、昭和54年9月28日から施行する。

## 附 則

この定款の一部変更は、昭和56年11月10日から施行する。

## 附 則

この定款の一部変更は、平成11年1月11日から施行する。

## 附 則

附 則

この定款の一部変更は、平成13年9月21日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、平成17年12月25日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、平成30年4月1日から施行する。

上記は当法人の現行定款の通り相違ありません。

平成30年 6月20日

京都府京都市伏見区向島二の丸町373番地の1  
社会福祉法人 二の丸保育園  
理事長 津田 禎一郎



社会福祉法人二の丸保育園定款変更の改正一覧

許 可 日	定 款 変 更 の 内 容	理事会等の開催日
昭和54年 9月28日改正	定款準則の改正(昭和52年12月12日通知)による文言修正 園舎の基本財産への編入、評議員会の設置	昭和53年11月30日
昭和56年11月10日改正	租税特別措置法第40条に関連した定款の文言修正	昭和56年 2月11日 (理事会、評議員会)
平成11年 1月11日改正	定款準則の改正(平成9年3月28日通知)による文言修正、所轄 庁の変更、評議委員会の削除、基本財産の地積及び床面積の訂正等	平成10年12月12日 (理事会、評議員会)
平成13年 9月21日改正	定款準則の改正(平成12年12月1日通知)による文言修正	平成13年 9月10日 (理事会)
平成17年12月15日改正	定款準則の改正(平成17年4月1日通知)による文言修正	平成17年11月26日 (理事会)
平成29年 1月16日改正	社会福祉法改正に伴う定款変更のため文言修正 (平成29年4月1日より施行する)	平成28年12月17日 (理事会)
平成30年 6月20日改正	定款の第17条と第27条の文言修正 (平成30年4月1日より施行する)	平成30年6月2日 (理事会) 平成30年6月16日 (評議員会)

## 社会福祉法人 二の丸保育園

### 役員及び評議員の報酬等に関する規程

#### (定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

#### (報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人二の丸保育園定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

#### (公表)

第3条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

#### 附 則

この規程は平成29年6月17日（評議員会の議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。